

第114回定時株主総会 法令および定款に基づく交付書面に含まれない事項

- ・ 直前3事業年度の財産および損益の状況
- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所および工場
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先および借入額の状況
- ・ 株式に関する事項
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 役員に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 監査報告

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)



法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主の皆さまに対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

直前3事業年度の財産および損益の状況

区分		第111期	第112期	第113期	第114期
		(2021年6月1日～ 2022年5月31日)	(2022年6月1日～ 2023年5月31日)	(2023年6月1日～ 2024年5月31日)	(当連結会計年度) (2024年6月1日～ 2025年5月31日)
売上高	(百万円)	10,553	10,368	10,125	10,220
経常利益	(百万円)	707	590	704	559
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	557	383	546	408
1株当たり当期純利益		66円45銭	45円75銭	65円05銭	48円64銭
総資産	(百万円)	22,548	24,630	24,736	26,414
純資産	(百万円)	16,549	18,020	18,203	19,219
1株当たり純資産額		1,971円40銭	2,145円03銭	2,158円34銭	2,275円05銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末株式数により算出しております。

主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社グループは、不織布事業およびその他の事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
不織布事業	エレクトロニクス用・メディカル用・コスメティック用・産業資材用・除染用・日用雑貨用・農業用不織布製品の製造・加工・販売
その他の事業	不動産賃貸ならびに過酢酸製剤の販売および輸入

主要な営業所および工場 (2025年5月31日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都中央区、大阪支店：大阪市中央区
オゾテクノ株式会社	本社：東京都中央区、工場：さいたま市見沼区
日本プラントシーダー株式会社	本社：東京都中央区、工場：埼玉県川越市
株式会社ディプロ	本社工場：愛媛県四国中央市、土居工場：愛媛県四国中央市
エンビロテックジャパン株式会社	本社：東京都中央区
小津（上海）貿易有限公司	本社：中国上海市
株式会社旭小津	本社：東京都中央区、工場：宮崎県延岡市

従業員の状況 (2025年5月31日現在)

(1) 小津グループの従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)		前期末比増減 (名)	
不織布事業	261	(54)	△ 3	(+ 1)
その他の事業	3	(-)	△ 2	(-)
全社 (共通)	21	(1)	+1	(+ 1)
合 計	285	(55)	△ 4	(+ 2)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
97 (1)	△2 (+ 1)	42.9歳	14.9年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、（ ）内に外数で記載しております。

主要な借入先および借入額の状況 (2025年5月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	700
株式会社三井住友銀行	600
株式会社三菱UFJ銀行	500
株式会社静岡銀行	250

当社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

1. 発行可能株式総数

25,000,000株

2. 発行済株式の総数

8,435,225株 (自己株式28,145株を含む)

3. 株主数

14,737名 (前期末比1,388名増)

4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社小津商店	2,363,776	28.12
小津取引先持株会	287,100	3.41
日本製紙クレシア株式会社	86,300	1.03
植田真理子	68,411	0.81
田中寛子	67,564	0.80
川上勢津子	66,360	0.79
中田範三	54,348	0.65
北村純夫	53,028	0.63
江口三代	51,463	0.61
佐藤満寿子	51,125	0.61

(注) 持株比率は自己株式 (28,145株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	7,139株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、交付書面「2 2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

当社の役員に関する事項

1. 責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る被害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役および監査役、当社子会社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社および付保対象子会社が、負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

穴田信次氏は、竹本容器株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社グループとの間に特別な関係はありません。

深山徹氏は、深山法律事務所所長ならびに株式会社コーセーの社外監査役およびリコーリース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。株式会社コーセーは、当社の商品販売先であります。同社との取引実績は僅少（連結売上高に占める同社に対する割合は1%未満）であり、特別な関係はありません。なお、深山法律事務所およびリコーリース株式会社と当社グループとの間に特別な関係はありません。

山本千鶴子氏は、山本千鶴子公認会計士事務所所長ならびに東京製綱株式会社の社外取締役およびTDK株式会社の社外監査役であります。TDK株式会社は、当社の商品販売先であります。同社との取引実績は僅少（連結売上高に占める同社に対する割合は1%未満）であり、特別な関係はありません。なお、山本千鶴子公認会計士事務所および東京製綱株式会社と当社グループとの間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況	主な活動状況および 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
穴 田 信 次	16回開催中16回出席	株式会社東京証券取引所での企業情報開示業務および上場会社の取締役・監査役の経験があり、経営管理の分野から議案・報告事項などすべてにわたり、積極的に助言を行うとともに取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるための重要な役割を果たしております。
山 下 俊 史	16回開催中16回出席	流通業界の業務ならびに経営に携わり、商品の流通や品質管理に対する豊富な経験と幅広い識見を有し、積極的に経営全般への助言を行うとともに取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるための重要な役割を果たしております。

氏名	取締役会等出席状況	主な活動状況および 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
阿 部 光 伸	16回開催中16回出席	海外勤務を含む流通業界の経営に長年携わり、商品流通に対する豊富な経験と幅広い識見を有し、積極的に経営全般への助言を行うとともに取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の指名・報酬に係る決定プロセスの透明性や公平性を高めるための重要な役割を果たしております。
深 山 徹	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 11回開催中11回出席	弁護士としての専門的な識見を有するとともに、上場企業の監査役の経験を有しております。取締役会においては、主に弁護士としての見地から議案・報告事項などすべてにわたり積極的に提言および発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会において、監査結果等についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
山 本 千鶴子	取締役会 16回開催中16回出席 監査役会 11回開催中11回出席	公認会計士としての専門的な識見と財務・会計・内部統制およびESGに関する識見に加え、上場企業の取締役の経験および国内外の多様な企業での監査業務経験を有しております。取締役会においては、主に公認会計士としての見地から議案・報告事項などすべてにわたり積極的に提言および発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会において、監査結果等についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。なお、小津（上海）貿易有限公司は、当社の会計監査人と同じErnst & Young のメンバーファームの監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

当社は取締役の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制につきまして、取締役会の決議により「内部統制基本方針」を制定し、以下のとおり行うこととしております。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ役職員の行動規範として「小津グループ企業倫理に関する方針」を設け、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めている。
- (2) この徹底を図るため、当社社長執行役員を委員長とするE S G委員会の下に、当社グループ各社の総務担当で構成するCSRチームを設ける。
- (3) 同チームは役職員に対する教育および啓発に取り組むとともに、職員の通報窓口を当社の総務部に設置するほか、外部の専門機関に直接通報できる体制も取る。また、モニタリングを内部監査室が担当し実効性を高める。
- (4) これらの活動は、同チームから定期的に取締役会および監査役会に報告する。
- (5) 反社会的勢力が当社グループにアプローチし、法令もしくは定款に適合する職務の執行を脅かすときは、CSRチームの管理下において当社グループ全体でこれを排除し、不当要求などには一切応じないものとする。
- (6) 内部監査室は、当社グループ各社の業務について正確性、正当性、合理性の観点から監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理規程により必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 内部監査室は、保管責任者と連携の上、文書等の保存および管理状況を監査する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの持続的な発展を可能とするため、想定される企業リスクに迅速かつ適切に対処するリスク管理体制を、CSRチームを核として、次のとおり構築する。
- (2) 同チームは、当社グループにおける想定リスクを基に危機管理規程の制定および具体的な対応方法を示したマニュアルの作成を行う。その上で、当社グループ内での周知徹底を図り、その実効性を高めるものとする。
- (3) 同チームは、当社グループ各社間で連携を図り、日常的なリスク監視に努めるとともに新たな想定リスクへの対応方法を整備する。
- (4) 当社グループの経営、事業に重大な損害を与える不祥事、事態が発生した場合は、当社社長執行役員を本部長とする対策本部を設置し速やかに必要な対応を図る。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社取締役会は当社グループ役職員が共有する全社的な目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画および年度予算を策定し、職務執行を担当する取締役は目標達成のために注力する。
- (2) 目標達成の進捗状況管理は、取締役および経営幹部を構成員とする営業会議ならびに取締役会による月次業績のレビューによって行い、必要な審議または決定を諸規程に基づき行う。
- (3) 取締役は、委任された事項について、組織規程および職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき職務執行する。また、取締役会は職務執行の効率化のため、随時必要な決定を行うものとする。
- (4) 内部監査室は、当社グループの経営方針に基づいた運営および管理状況を監査する。
- (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について、当社は当社グループ各社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各社の経営方針を尊重しつつ必要に応じ、取締役および監査役を各社へ派遣し、兼務させることにより、各社の業務および取締役等の職務執行の状況について当社の取締役会に報告する体制としている。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室があたる。
- (2) 内部監査室は、監査役から要望された事項の情報収集および調査を監査役の指揮・命令に従って行い、その結果を監査役に報告する。
- (3) 内部監査室所属の使用人の任命、異動、人事考課、賞罰については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (4) 当該使用人が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

6. 当社および子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループ各社の取締役および使用人等は、法定の事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項ならびに内部監査の実施状況等を監査役に報告する。
- (2) 監査役が職務の遂行に必要な情報の提供を求めた場合には、迅速かつ適切に報告する。

7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役へ報告を行った当社グループ各社の取締役および使用人等が、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員へ周知徹底する。

8. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は監査役の職務の執行において監査役会が認める費用について、毎年一定額の予算を計上する。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、取締役との定期的な意見交換を行うほか、重要な社内会議に出席するなど、監査役監査の環境整備に努める。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は「内部統制基本方針」を制定し、取締役の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を運用しております。当期における運用状況は以下のとおりです。

- (1) 当社グループの行動規範である「小津グループ企業倫理に関する方針」の重要性について、当社役職員が参加する月例連絡会にて一層の浸透を図り、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動を実践することの啓発に努めました。
- (2) 取締役会を16回開催し、法令および定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告および監督を行いました。また、子会社の取締役を兼務する当社取締役からの報告により、適宜グループ全体の経営課題を把握し、その対応に取り組みました。
- (3) 監査役会は11回開催され、取締役の職務執行に対する監査が行われました。また、各監査役は取締役会に出席し、経営の透明性、合理性、適法性等についての監査が行われました。
- (4) 内部監査室は、内部監査に関する計画を立案し、当社および当社グループ各社の業務について内部監査を実施するとともに、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行い、その結果は、取締役社長、監査役会に報告しました。
- (5) リスクおよびコンプライアンスに迅速に対応する体制として、ESG委員会の下に当社グループ各社の総務担当で構成するCSRチームを設けています。同チームによるミーティングを4回開催し、コンプライアンスの状況、問題等の把握、対応策の協議を行いました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対して、長期的に安定した利益還元を行うことを基本方針としつつ、併せて当社グループの企業体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実などを総合的に勘案し、配当を行うこととしております。

加えて、株主の皆さまへの利益還元を充実するため、業績に多大な影響を与える事象の発生がない限り減配は行わず、増配を目指して業績向上に努めます。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、11月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めておりますが、当社の販売している商品は季節変動や市況に多分に左右される傾向にあるため、年間を通しての収益がある程度確定した段階で配当を決定することとしております。従いまして現時点におきましては、中間配当制度はあるものの、期末配当の年1回の配当を行うことを基本的な方針としております。期末配当および中間配当とも「取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会決議によって行うことを予定しております。

当社グループが属します卸売業は、業態を超えた合併、再編が行われるなど、大きくまた急激に変化しております。そのような中、当社グループといたしましても、生き残りを図るためだけでなく、一層の業容の拡大、収益力の向上を目指してM&Aや新規事業への参入なども選択肢として考えております。そのため、株主への安定的な配当を行いつつ、内部留保も充実させ強固な経営基盤の確立を図ってまいります。

2025年5月期の剰余金の配当について

当期の期末配当につきましては、1株当たり25円を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第114期 2025年5月31日現在
資産の部	
流動資産	13,986,364
現金及び預金	8,362,516
受取手形	177,865
電子記録債権	1,247,732
売掛金	1,855,057
商品及び製品	1,197,138
原材料	526,888
その他	619,439
貸倒引当金	△275
固定資産	12,427,832
有形固定資産	4,359,795
建物及び構築物	2,512,490
機械装置及び運搬具	322,086
土地	1,466,833
その他	55,196
建設仮勘定	3,188
無形固定資産	29,798
その他	29,798
投資その他の資産	8,038,237
投資有価証券	7,812,873
長期貸付金	2,370
繰延税金資産	22,663
その他	335,529
貸倒引当金	△1,050
投資損失引当金	△134,149
資産合計	26,414,196

科目	第114期 2025年5月31日現在
負債の部	
流動負債	3,878,370
支払手形及び買掛金	1,378,065
短期借入金	1,270,000
未払法人税等	104,146
賞与引当金	37,955
その他	1,088,202
固定負債	3,316,475
社債	500,000
長期借入金	800,000
繰延税金負債	1,822,231
退職給付に係る負債	146,650
その他	47,593
負債合計	7,194,845
純資産の部	
株主資本	14,773,437
資本金	1,322,214
資本剰余金	1,402,693
利益剰余金	12,081,881
自己株式	△33,351
その他の包括利益累計額	4,353,079
その他有価証券評価差額金	4,312,545
為替換算調整勘定	40,533
非支配株主持分	92,834
純資産合計	19,219,350
負債・純資産合計	26,414,196

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第114期	
	2024年6月1日から2025年5月31日まで	
売上高		10,220,514
売上原価		6,908,936
売上総利益		3,311,578
販売費及び一般管理費		2,881,172
営業利益		430,406
営業外収益		
受取利息	3,386	
受取配当金	120,829	
持分法による投資利益	42,626	
その他	16,024	182,867
営業外費用		
支払利息	18,486	
売上割引	2,658	
為替差損	29,677	
その他	3,191	54,013
経常利益		559,260
特別利益		
固定資産売却益	123,433	
投資有価証券売却益	25,939	
補助金収入	7,736	
保険解約返戻金	2,228	159,337
特別損失		
固定資産除却損	8,010	
固定資産圧縮損	6,000	
投資有価証券評価損	3,998	
投資損失引当金繰入額	134,149	152,158
税金等調整前当期純利益		566,439
法人税、住民税及び事業税	205,116	
法人税等調整額	△66,890	138,226
当期純利益		428,213
非支配株主に帰属する当期純利益		19,363
親会社株主に帰属する当期純利益		408,849

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,322,214	1,399,402	11,883,030	△41,811	14,562,835
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△209,998		△209,998
親会社株主に帰属する当期純利益			408,849		408,849
自己株式の処分		3,291		8,459	11,750
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	3,291	198,850	8,459	210,601
当期末残高	1,322,214	1,402,693	12,081,881	△33,351	14,773,437

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	3,516,797	50,284	3,567,081	73,470	18,203,387
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△209,998
親会社株主に帰属する当期純利益					408,849
自己株式の処分					11,750
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	795,748	△9,750	785,997	19,363	805,361
連結会計年度中の変動額合計	795,748	△9,750	785,997	19,363	1,015,962
当期末残高	4,312,545	40,533	4,353,079	92,834	19,219,350

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	オヅテクノ株式会社、日本プラントシーダー株式会社、株式会社ディプロ、小津（上海）貿易有限公司、エンビロテックジャパン株式会社、株式会社旭小津

(2) 非連結子会社の状況

パンレックス株式会社

非連結子会社は、個々の会社別に見ても又合算額から見ても小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めないこととしております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	1社
会社の名称	アズフィット株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

パンレックス株式会社

持分法を適用していない非連結子会社は、個々の会社別に見ても又合算額から見ても連結純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しており、当該会社に対する投資については原価法により評価しております。

(3) 持分法の適用手続きに関する事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日本プラントシーダー株式会社の決算日は2月末日、株式会社ディプロ、エンビロテックジャパン株式会社および株式会社旭小津の決算日は3月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社のうち、小津（上海）貿易有限公司の決算日は12月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、主に不織布事業における不織布製品の製造・加工・販売を行っております。

不織布製品の販売取引については、自社倉庫から顧客に商品および製品を出荷する在庫取引と、仕入先から顧客に商品および製品が直接出荷される直送取引を行っております。

これらの主な履行義務は、顧客に対して商品および製品を引き渡す義務であります。

在庫取引においては、商品および製品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品および製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。直送取引においては、商品が仕入先から顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

顧客への商品の提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

有償支給取引については、支給先となる場合には、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識しております。

取引の対価は、収益を認識後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金の支払金利

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

財務部門でヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺されている状態、又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される状態が引き続き認められるかどうかを定期的に確認しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、その判定をもって有効性の判定としております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,189,484千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳額は、建物89,648千円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普 通 株 式	8,435,225株	—	—	8,435,225株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普 通 株 式	35,284株	—	7,139株	28,145株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少7,139株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,139株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2024年8月28日開催の第113回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 209,998千円

1株当たり配当額 25円

基準日 2024年5月31日

効力発生日 2024年8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年8月27日開催予定の第114回定時株主総会の議案に付議している配当に関する事項

配当金の総額 210,177千円

1株当たり配当額 25円

基準日 2025年5月31日

効力発生日 2025年8月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入や社債の発行による方針であります。デリバティブ取引は、主としてリスクヘッジを目的として行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出取引および輸入取引に係る外貨建の営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、ともに期日が1ヶ月程度であり、個々の取引金額も少額であります。

有価証券および投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、その殆どが6ヶ月以内の支払期日であります。一部の外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金および社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は最長で9年、金利はすべて固定金利であります。

デリバティブ取引は、主として、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスク、借入金および社債の支払金利の変動リスクをヘッジすることを目的として行うこととしておりますが、当連結会計年度はデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延については、定期的に各担当役員に報告され、個別に把握および対応を行う体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの財務部門においては、外貨建の営業債権債務の残高管理および為替の状況の把握を行っており、必要に応じて為替の変動リスクに対して先物為替予約等を行う方針であります。また、借入金および社債の支払金利の変動リスクを抑制するために、主として固定金利によることとしておりますが、必要に応じて金利スワップ取引を行う方針であります。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が各部署から情報を収集し、適時に資金繰り等の計画をするとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	6,991,895	6,993,415	1,520
(2) 社債	(500,000)	(501,340)	1,340
(3) 長期借入金	(800,000)	(799,869)	△130

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額820,978千円）については、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。

4. 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価进行分类しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント	その他（注） 1	合計
	不織布		
一時点で移転される財	9,961,152	144,400	10,105,552
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	9,961,125	144,400	10,105,552
その他の収益（注） 2	—	114,962	114,962
外部顧客への売上高	9,961,152	259,362	10,220,514

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業および除菌関連事業を含んでおります。

2. その他事業セグメントのその他の収益114,962千円は、保有不動産等の賃貸による収入に係る売上高であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

4. 会計方針に関する事項 (6)重要な収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,106,498千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,280,656千円

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、流動資産の「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 2,275円05銭

1 株当たり当期純利益 48円64銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

投資損失引当金

当社は、センコーグループホールディングス株式会社（以下センコーグループホールディングス）との間で、アズフィット株式会社（以下アズフィット）の運営等に関する株主間契約を2020年12月10日付で締結しております。

本契約において、当社は予め定められた算定方法による価格で当社が保有するアズフィット株式の全部をセンコーグループホールディングスへ買取請求できる権利（プット・オプション）を有します。

また、センコーグループホールディングスは、予め定められた算定方法で当社が保有するアズフィット株式の全部を当社へ売渡請求できる権利（コール・オプション）を有します。

今般、センコーグループホールディングスより、コール・オプション行使の予告を受けたため契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、投資損失引当金繰入額134,139千円を特別損失に計上しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第114期 2025年5月31日現在
資産の部	
流動資産	11,828,051
現金及び預金	6,808,950
受取手形	147,236
電子記録債権	1,221,409
売掛金	1,366,574
商品	912,452
前渡金	3,188
前払費用	13,947
関係会社短期貸付金	650,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	190,000
その他	514,358
貸倒引当金	△67
固定資産	11,971,999
有形固定資産	1,959,504
建物	746,058
構築物	102,545
機械及び装置	153,336
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	18,809
土地	938,754
無形固定資産	22,750
商標権	270
電話加入権	4,554
ソフトウェア	17,925
投資その他の資産	9,989,745
投資有価証券	7,011,451
関係会社株式	1,301,949
出資金	88,501
従業員に対する長期貸付金	2,370
関係会社長期貸付金	1,550,000
長期前払費用	223,996
その他	16,116
貸倒引当金	△950
投資損失引当金	△203,690
資産合計	23,800,051

科目	第114期 2025年5月31日現在
負債の部	
流動負債	3,459,044
支払手形	201,909
買掛金	1,039,216
短期借入金	1,250,000
未払金	620,438
未払費用	188,062
未払法人税等	97,088
未払消費税等	20,739
前受金	26,631
預り金	14,903
その他	52
固定負債	3,236,677
社債	500,000
長期借入金	800,000
繰延税金負債	1,795,575
退職給付引当金	97,786
その他	43,315
負債合計	6,695,721
純資産の部	
株主資本	12,837,721
資本金	1,322,214
資本剰余金	1,402,484
資本準備金	1,374,758
その他資本剰余金	27,725
利益剰余金	10,146,374
利益準備金	271,033
その他利益剰余金	9,875,341
別途積立金	7,570,000
繰越利益剰余金	2,305,341
自己株式	△33,351
評価・換算差額等	4,266,608
その他有価証券評価差額金	4,266,608
純資産合計	17,104,329
負債・純資産合計	23,800,051

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第114期	
	2024年6月1日から2025年5月31日まで	
売上高		7,500,551
売上原価		5,150,744
売上総利益		2,349,806
販売費及び一般管理費		2,076,576
営業利益		273,230
営業外収益		273,231
受取利息	27,566	
受取配当金	228,437	
貸倒引当金戻入額	72	
その他	17,154	
営業外費用		60,373
支払利息	18,438	
売上割引	2,658	
為替差損	37,570	
その他	1,706	
経常利益		486,087
特別利益		151,601
固定資産売却益	123,433	
投資有価証券売却益	25,939	
保険解約返戻金	2,228	
特別損失		215,262
固定資産除却損	7,573	
投資有価証券評価損	3,998	
投資損失引当金繰入額	203,690	
税引前当期純利益		422,427
法人税、住民税及び事業税	188,618	87,775
法人税等調整額	△100,843	
当期純利益		334,652

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,322,214	1,374,758	24,434	1,399,193	271,033	7,570,000	2,180,687	10,021,721
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△209,998	△209,998
当期純利益							334,652	334,652
自己株式の処分			3,291	3,291				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	3,291	3,291	－	－	124,653	124,653
当期末残高	1,322,214	1,374,758	27,725	1,402,484	271,033	7,570,000	2,305,341	10,146,374

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△41,811	12,701,316	3,445,102	3,445,102	16,146,418
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△209,998			△209,998
当期純利益		334,652			334,652
自己株式の処分	8,459	11,750			11,750
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			821,506	821,506	821,506
事業年度中の変動額合計	8,459	136,404	821,506	821,506	957,910
当期末残高	△33,351	12,837,721	4,266,608	4,266,608	17,104,329

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	2～15年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務を簡便法により計算しているため、数理計算上の差異は発生しておりません。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し損失見込額を計上しております。

6. 収益および費用の計上基準

当社は、主に不織布事業における不織布製品の販売を行っております。

不織布製品の販売取引については、自社倉庫から顧客に商品および製品を出荷する在庫取引と、仕入先から顧客に商品および製品が直接出荷される直送取引を行っております。

これらの主な履行義務は、顧客に対して商品および製品を引き渡す義務であります。

在庫取引においては、商品および製品の支配が顧客に移転した時点で、当該商品および製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。国内販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。直送取引においては、商品が仕入先から顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

有償支給取引については、支給先となる場合には、支給品への支配を有していないことから純額で収益を認識しております。

取引の対価は、収益を認識後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	金利スワップ取引
ヘッジ対象	借入金の支払金利

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

財務部門でヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺されている状態、又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避される状態が引き続き認められるかどうかを定期的に確認しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、その判定をもって有効性の判定としております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,183,122千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
(1) 短期金銭債権	168,430千円
(2) 短期金銭債務	126,242千円

3. 圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳額は、建物56,258千円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高	361,676千円
(2) 仕入高	1,518,918千円
(3) 営業取引以外の取引高	142,901千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	35,284株	－	7,139株	28,145株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少7,139株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少7,139株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	319
未払賞与否認	32,818
退職給付引当金否認	30,822
長期未払金否認	134
未払事業税等否認	9,719
ゴルフ会員権評価損否認	15,690
投資有価証券評価損否認	7,640
未払費用否認	15,008
投資損失引当金否認	62,370
その他	23,627

繰延税金資産小計

評価性引当額	△33,818
--------	---------

繰延税金資産計

	164,332
--	---------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,956,941
その他	△2,966

繰延税金負債計

	△1,959,908
--	------------

繰延税金資産（負債：△）の純額

	△1,795,575
--	------------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)ディプロ	愛媛県四国中央市	81,600	不織布製品の製造、販売	(所有)直接100.0	商品の仕入商品の販売資金の貸付役員の兼任	商品の仕入(注)1	1,164,132	買掛金	55,099
									未払金	28,182
							資金の貸付(注)1	2,390,000	関係会社短期貸付金	650,000
									関係会社長期貸付金	1,550,000
									1年内回収予定の関係会社長期貸付金	190,000
							利息の受取	24,777	未収収益等	7,557
	小津(上海)貿易有限公司	中国上海市	1,000千人民元	中国における不織布製品の販売、輸出入	(所有)直接100.0	配当金の受取	配当金の受取(注)2	107,700	-	-

(注) 1. (株)ディプロとの取引条件および取引条件の決定方針等については、市場価格・市場金利等を勘案し、当社と同社の協議により、合理的に決定しております。

(注) 2. 配当金は、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,034円51銭
1株当たり当期純利益	39円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

金額の表示

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

投資損失引当金

当社は、センコーグループホールディングス株式会社（以下センコーグループホールディングス）との間で、アズフィット株式会社（以下アズフィット）の運営等に関する株主間契約を2020年12月10日付で締結しております。

本契約において、当社は予め定められた算定方法による価格で当社が保有するアズフィット株式の全部をセンコーグループホールディングスへ買取請求できる権利（プット・オプション）を有します。

また、センコーグループホールディングスは、あらかじめ定められた算定方法で当社が保有するアズフィット株式の全部を当社へ売渡請求できる権利（コール・オプション）を有します。

今般、センコーグループホールディングスより、コール・オプション行使の予告を受けたため契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、投資損失引当金繰入額203,690千円を特別損失に計上しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

小津産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内川 裕介
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小津産業株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小津産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

小津産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 横内 龍也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内川 裕介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小津産業株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定例会及び各部門長等との面談を通して、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月24日

小津産業株式会社 監査役会

常勤監査役 近藤 聡 ㊞

社外監査役 深山 徹 ㊞

社外監査役 山本 千鶴子 ㊞